

2016年7月12日

Japan tax alert

EY税理士法人

アジア・パシフィック BEPSアップデート シンガポールと香港

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

シンガポールは、OECDのBEPSプロジェクトに準参加国として参加し、2017年1月1日から国別報告書(CbCR)を導入

2016年6月16日、シンガポール財務省は、経済協力開発機構(OECD)の「税源浸食と利益移転(BEPS)」プロジェクトの世界的な導入に向けた包摂的枠組みに、BEPSプロジェクトの準参加国として参加することを発表しました。

シンガポールは、以下の4つのBEPSプロジェクトにおけるミニマム・スタンダードの導入を確約しています。

- ▶ 行動計画5: 有害な租税慣行への対応
- ▶ 行動計画6: 租税条約の濫用防止
- ▶ 行動計画13: 移転価格文書化の再検討
- ▶ 行動計画14: 紛争解決メカニズムの有効性向上

なお、行動計画13(移転価格文書化の再検討)の導入の一環として、シンガポールは、同国に本社を置く多国籍企業を対象に、2017年1月1日又はそれ以降に始まる会計年度から国別報告書(CbCR)の提出を求めることとなります。

このアラートの全文(英語のみ)については、[ここ](#)をクリックしてください。

香港がOECD BEPSプロジェクトに準参加国として参加

2016年6月20日、香港は経済協力機構(OECD)の「税源浸食と利益移転(BEPS)」に対する一連の対策を実行するための包括的な枠組みに準参加国として参加すると発表しました。

BEPS準参加国として、香港は行動計画5(有害な租税慣行への対応)、行動計画6(租税条約の濫用の防止)、行動計画13(移転価格文書化)、行動計画14(紛争解決メカニズムの有効性向上)を網羅するBEPS最低基準を順守する方針です。また、香港はBEPSプロジェクトの実行・監視フェーズの進展を支援するため、他の国・地域と協力する方針です。

今回の発表では、BEPSプロジェクト実行に対する香港の関与が、必要とされる改正法案の時宜にかなった可決を条件としており、国内法体系の性質、当該の法改正の予想規模、BEPS対策に優先順位をつける現実的な必要性などを考慮に入れることが示唆されています。

BEPSプロジェクトに関しては今後さらなる分析が実行されるとみられ、香港政府は提案実行戦略について適宜業界に相談し、必要な法改正の実行に向けて準備していく方針です。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160712

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp